

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	整備技術利用仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	情報システム統合化等の 技術支援	3補LPS-X58403-2	
		大 臣 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 4年 1月 19日	
	改 正	令和 4年 3月 3日	
		令和 5年 7月 19日	
会社技術利用	作成部 隊等名	第 3 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊の情報システムの統合化等事業を推進し、航空自衛隊クラウド基盤ベースラインに基づき実施するために必要な技術的支援（以下、“技術支援”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00010によるほか、表1による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書が規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 引用文書

1) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 0001 情報処理用語

JIS X 6282 情報交換用120 mm追記形光ディスク（CD-R）

JIS X 6249 80mm（1.46GB/面）及び120 mm（4.70GB/面）DVDレコーダブルディスク（DVD-R）

2) 仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

3) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定〕

4) 技術資料

航空自衛隊クラウド基盤ベースライン（計2伺第1号別冊令和3年3月30日）

b) 関連文書

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

NDS C 0002 地上用電子機器通則

2 役務に関する要求

2.1 役務実施場所等

役務実施場所は、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長（以下、“事業計画第2課長”という。）が指定した市ヶ谷基地の施設及び場所とする。

2.2 実施期間及び役務時間

実施期間及び役務時間は、次による。

a) 実施期間 令和6年3月1日から令和9年2月28日まで。原則として、土曜日、日曜日及び祝日の役務は実施しない。

b) 役務時間 23, 436時間（基準）

2.3 技術支援対象情報システム

航空自衛隊クラウドシステム

2.4 技術支援実施事項

契約の相手方は、表2に示す項目について、技術資料に基づき、技術支援を実施する。

2.5 技術支援の要件

契約の相手方は、契約締結後速やかに、表3に示す技術支援の要件について、事業計画第2課長の確認を受ける。

2.6 技術員の資格要件

品 名	情報システム統合化等の技術支援 会社技術利用
-----	------------------------

契約の相手方は、技術支援事項に係る役務開始に当たり、表4に示す技術員の資格等について、事業計画第2課長の確認を受ける。

2.7 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方（下請業者，再委託先等を含む。）は、役務の実施に当たり、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

2.8 本役務の実施体制

契約の相手方は、役務の実施に当たり次の体制を確保し、これを変更する場合は、事前に事業計画第2課長と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務実施者”という。）を確保する。
- b) 航空自衛隊クラウドシステムに関してシステムの概要を理解し、システムを構成するソフトウェア及びハードウェアに関する十分な知識を有している。
- c) 航空自衛隊クラウドシステムを構成する各機能に関し、機能間の連携及び関連性を理解している。
- d) 秘密の取扱いに関する資格を有している。
- e) 業務実施者が、b)及びc)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）及び業績等を有している。
- f) e)の業務実施者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表5によるほか、次による。

- a) **実施計画書** 契約の相手方は、技術資料に基づき、実施計画書を作成し、事業計画第2課長及び第3補給処資材計画部長（以下、“3補資計部長”という。）の確認を得て、分支担官の承認を得る。
- b) **支援状況報告書** 契約の相手方は、2.4 技術支援実施事項に関する支援状況を取りまとめた支援状況報告書を作成し、事業計画第2課長及び3補資計部長の確認を受ける。
- c) **支援成果報告書** 契約の相手方は、2.4 技術支援実施事項に関する支援結果を取りま

品 名	情報システム統合化等の技術支援 会社技術利用
-----	------------------------

とめた支援成果報告書を作成し、事業計画第2課長の確認を受ける。

- d) 技術員届 契約の相手方は、表4に示す資格要件を満たす技術員届を、C&LPS-Y00010の3.1により作成し、事業計画第2課長の確認を受けた後、分支担当の承認を得る。

なお、役務を実施する場合、技術員届を携行させる。

4.2 技術員の改善

技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3による。

4.3 立入制限場所への立入

契約の相手方は、立入制限場所へ立入を必要とする場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき申請し、許可を受けなければならない。

4.4 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

4.5 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 著作権等

著作権等については、次による。

- a) 役務の実施に当たり、第三者の著作権等を侵害しないことを確認する。
- b) 本役務において作成した資料等が、第三者の権利を侵害しているとして、官側に対し

て第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用で当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用及びその他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。

- c) 本役務において作成される資料等に関する著作権等の帰属については、次による。
- 1) 契約の相手方が従来から有していた資料等の著作権は、契約の相手方等に留保される。ただし、官側はこれらの資料等を契約の相手方の同意の上第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まない。
 - 2) 契約の相手方がこの役務の実施に当たり作成した資料等の著作権等は、全て官側に無償で譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）する。ただし、契約の相手方は、当該資料等を官側の同意の上利用することが可能である。
 - 3) 契約の相手方は、著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
- d) 本役務において知り得た知識を、官側の同意なしに他に使用してはならない。

4.7 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に当たり、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関係する場合は、秘密保全に関する訓令によるほか、分支担官の定めるところにより秘密保全を行う。

4.8 調達制限

契約の相手方は、航空自衛隊の情報システムに係る調達の公平性を確保するため、この役務の対象となる情報システムに係る設計・製造及び機器等の調達に関し官側との契約行為を認めない。

4.9 官側における支援

契約の相手方は、必要な場合次の事項について、事業計画第2課長と調整して、可能な範囲で支援を受ける。

- a) 官側の保有するデータ及び資料の閲覧に関する事項
- b) 基地等内敷地、施設及び設備備品の使用
- c) 技術員の待機場所の提供
- d) 基地等内敷地及び施設で作業を実施する場合の電力及び水の使用
- e) 立入制限場所への立入調整
- f) 基地への立入りに関する手続き
- g) その他、官側が必要と認めた事項

4.10 貸付文書

契約の相手方は、技術資料を必要とする場合は、事業計画第2課長と調整し、貸付を受ける。

品名	情報システム統合化等の技術支援 会社技術利用
----	------------------------

なお、貸付時の最新版とし、貸付後に変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。

表 1－用語及び定義

番号	用語	定義
1	COTS (Commercial Off The Shelf)	既製品で販売やリースが可能となっているソフトウェア製品、ハードウェア製品又はライセンス提供されているもの
2	RMF (Risk Management Framework)	米国国立標準技術研究所 (NIST) により提唱される、組織や情報システムにおける情報セキュリティリスク (プライバシーリスクを含む) の管理方法の基準
3	IoT (Internet of Things)	情報システム以外の様々な機器がネットワークに接続され、情報交換を行ったり、一元的に監視・管理されている状態をいう。
4	クラウド	クラウドコンピューティング (Cloud Computing) の略であり、ユーザーが、ネットワークを利用してハードウェア、ソフトウェア及びデータの集合体から必要とする情報やアプリケーションのサービスを利用することで、様々な処理や機能が実現すること
5	パブリッククラウド	民間クラウド事業者が提供するクラウドサービスをいう。
6	マルチクラウド	複数のパブリッククラウド等併用するクラウド利用形態をいう。
7	アジャイル開発	システム仕様作成、開発、試用、という工程を頻繁に繰り返すことにより、委託側の要求を正確に引出し、その要求に適合したシステムを開発することを目指すシステム開発手法をいう。
8	DevOps (DEVELOP and OPERATION)	システム開発 (develop) と運用 (operation) が綿密に連携することで運用時に発生した課題などを早期に開発に取り込みシステムに反映することを繰り返し、より運用要求を満たすシステムを構築するためのシステム開発手法をいう。
9	マイクロサービス	システムを細かい部分に分け、個別に構築、運用展開をできるようにすることで、頻繁にシステム変更・改善を行うことができるようにする技術をいう。アジャイル開発、DevOpsのようにシステム改修、運用、というサイクルが頻繁に発生するような場合に適用が必要となる。
10	維持運用等	統合化された情報システムの運用開始後に必要となる維持、運用に関連する事項の総称
11	航空自衛隊クラウドシステム	航空自衛隊が個別に整備してきた情報システムを、クラウド関連技術を適用して効率的に集約・統合したシステムのことをいう。大別して航空自衛隊クラウド基盤及び個別サービスにより構成される。
12	航空自衛隊クラウド基盤	航空自衛隊クラウドシステムの各種サービスが共用する、サーバ及びネットワーク関連器材等のハードウェアとOS等のソフトウェアで構成される共通運用基盤をいう。

表 1－用語及び定義（続き）

番号	用語	定義
1 3	個別サービス	航空自衛隊クラウド基盤等において稼働する部隊等の任務特性等に応じたアプリケーションサービスのことをいう。
1 4	情報システム	ハードウェア，ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）ネットワーク又は記録媒体で構成されるものであって，これら全体で業務処理を行うものをいう。
1 5	製造会社等	航空自衛隊の情報システムの設計，製造を請け負う会社及びその下請負会社並びにそれらの会社の連結決算の対象となる会社のことをいう。
1 6	著作権等	著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに定める全ての権利）及びその他の権利
1 7	統合化等	各情報システムについて，クラウド技術等を用いて個別に構成されたハードウェア，ソフトウェア，ネットワーク及び記録媒体の物理的集約又は仕様の共通化を図ることをいう。
1 8	部外回線	インターネット回線等，防衛省自衛隊が整備するネットワーク以外のネットワークをいう。
1 9	官給品等	契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料，部品，機器，治工具，測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

表 2 - 技術支援項目

技術支援項目		
1 基本検討支援業務	1-1	情報システムの統合化等事業の効果及び将来ニーズの評価分析に関する技術支援
	1-2	情報システムの統合化等事業に係る計画の変更・修正に関する技術支援
	1-3	情報システムの統合化事業に関連する各種ドキュメント作成・変更及び修正支援 <ul style="list-style-type: none"> a 航空自衛隊クラウド基盤ベースラインの変更及び修正支援 b インターフェース一覧, プラットフォーム一覧変更及び修正支援 c 機能要件, 非機能要件変更及び修正支援 d 将来技術の適用可能性に関する技術資料作成支援 e 維持運用構想変更及び修正支援 f 整備線表変更及び修正支援 g 経費見積作成支援
	1-4	航空自衛隊クラウドシステムの維持運用等に係る態勢構築に関する技術支援
	1-5	航空自衛隊クラウドシステムの設計製造及び他システムとの接続等に関する技術支援
	1-6	その他
	2 技術アドバイザリ業務	2-1
2-2		ネットワーク及びネットワークセキュリティに関する技術情報 <ul style="list-style-type: none"> a ネットワーク仮想化及びワイヤレス化に関する技術 b 複数の広域ネットワークの制御に関する技術 c ネットワークセキュリティに関する技術
2-3		システムに関する技術情報 <ul style="list-style-type: none"> a サーバ仮想化技術 b クライアント仮想化技術 c OS 仮想化技術 d アプリケーション仮想化技術 e クラウドコンピューティング技術 (マルチクラウド利用に関する技術を含む。)

表 2 - 技術支援項目 (続き)

技術支援項目		
2 技術 アドバイザリ業務 (続き)	2-3 (続き)	f クラウドサービス (認証, セキュリティ関連サービスを含む。)に関する技術 g データセンターに関する技術 h ビジネスインテリジェンス技術 i ビッグデータ解析技術 j インフラ設備連携, I o Tに関する技術
	2-4	セキュリティに関する技術情報 (部外回線及びパブリッククラウド利用を前提) a 認証認可技術 b アクセス制御技術 c デバイス管理技術 d イベント管理技術 e 不正侵入検知, 防護技術 f 改ざん検知, 防護技術 g マルウェア検知, 防護技術 h 暗号化技術 i サイバー訓練, 演習に関する技術 j サイバー状況表示に関する技術
3 その他の 技術支援業務	3-1	C O T Sソフトウェアの機能に関する情報
	3-2	調達方法に関する情報
	3-3	RMF対応 (サプライチェーン・リスク対策を含む。)に関する情報
	3-4	デジタル・トランスフォーメーション (D X)に関する情報
	3-5	情報システムの維持運用等に関する技術情報
	3-6	運用に関する事項 a サービスレベル (稼働状況・品質) 管理に関する事項 b 利用者の利便性及び可用性に関する事項 c 継続 (抗たん性) に関する事項 d 処理性能等のキャパシティに関する事項
	3-7	維持管理に関する事項 a インシデント管理に関する事項 b 問題管理に関する事項 c 構成管理に関する事項 d 変更管理に関する事項

表 2 - 技術支援項目 (続き)

技術支援項目		
3 その他の技術支援業務 (続き)	3-7 (続き)	e リリース管理に関する事項
	3-8	新技術に関する技術情報 情報通信技術の発展に伴い、将来的に情報システムの統合化等への活用が見込まれる新技術に関する助言
	3-9	技術支援対象情報システムに関する技術助言 航空自衛隊クラウド基盤ベースラインに適合させるための技術助言
4 その他必要な作業	4-1	支援状況報告書及び支援成果報告書の作成

表 3 - 技術支援の要件

番号	要件
1	拠点数 80 以上, ユーザ数 1 万人以上の全国規模のネットワーク・システムのプロジェクトに係るプロジェクト・マネジメント業務とコンサルティング業務等の遂行又は当該プロジェクトを実施した実績を有していること。
2	ISO/IEC 27001 又はこれと同等の認証を有していること。
3	情報システムの構築及び維持運用等に係る技術動向等を継続的に調査し, 最新の技術情報を, 官側が理解できるように提供できる態勢を確保していること。
4	COTS (ソフトウェア, ハードウェア及び通信機器) の動向及び使用上の留意点に精通している態勢を確保していること。
5	COTS の売買契約に係る知見を有する態勢を確保していること。
6	マルチベンダー環境の情報システムの整備及び維持運用等に関する専門的知見を有する態勢を確保していること。
7	情報保証及びサプライチェーン・リスク対応に関する専門的知見を有する態勢を確保していること。
8	民間及び米国等の海外防衛機関の情報システムの統合化等に関する実績並びに今後の方向性に関する技術的知見を有する態勢を確保していること。
9	官側の要請に応じ, 技術員等の資格を満たす要員の派遣ができる態勢を確保していること。

表 4 - 技術員の資格等

番号	資格要件
1	次の資格を保有している。
1-1	経済産業省が認定するシステム監査技術者、 I S A C A (Information System Auditand Control Association)が認定する C I S A (Certified Information System Auditor) 又は情報処理推進機能 (I P A) の I T スキル標準 (I T S S) における I T アーキテクト業種及び I T コンサルタント業種がレベル 5 以上である者
1-2	経済産業省が認定する情報処理安全確保支援士 (旧 : 情報セキュリティスペシャリスト) 又は I S C (International Information Systems Security Certification Consortium) が認定する C I S S P (Certified Information Systems Security Professional)
1-3	P M I (Project Management Institute)が認定するプロジェクトマネージャプロフェッショナル又は経済産業省が認定するプロジェクトマネージャ
1-4	経済産業省が認定する I T ストラテジスト
2	WAN (Wide Area Network) 又は同等規模のネットワーク・システムのコンサルティング業務等への参画又は当該プロジェクトに参画した経験を 3 年以上有すること。
3	防衛省における秘密の保全に関する特約条項に対応できる見込みがあること。
4	航空自衛隊の情報システムに関する次の業務を実施できる知識及び能力を有していること。
4-1	情報システムの統合化等に関する検討に対し、具体的な実施事項及び実施要領等を考案し提示できること。
4-2	情報システムの統合化等に係る検討及び関連する航空自衛隊の事業状況を常続的に把握し、適切な技術支援を実施し得ること。
4-3	情報システムの統合化等を行うに当たり、顕在化した問題だけでなく、潜在的な問題も含めて官側の立場で認識し、最適な解決手段を官側に提示できること。
4-4	防衛白書に示される航空自衛隊の態勢 (体制) , 部隊運用及び後方業務に関する事項を理解していること。
4-5	防衛省のホームページで閲覧できる資料に基づき、秘密保全、情報保証、調達、施設整備及び防衛省のクラウドについて、その概要を理解していること。

表 4 - 技術員の資格等 (続き)

番号	資格要件
5	著作権に関連する次の事項に精通していること。
5-1	マルチベンダー環境における会社資料の取扱いに関する事項
5-2	COTSソフトウェア製品を組み込んだ開発ソフトウェアの維持に関する事項
6	次の事項に関する能力を有すること。
6-1	航空自衛隊の立場に立って検討対象情報システムを統合化するために適切な技術支援を実施し得ること。
6-2	特定の問題が事業の遂行、情報システムの運用及び関連システムに及ぼす影響について迅速に分析し、独自に問題解決方策を案出できること。
7	次の第三者的な視点を有していること。
7-1	検討対象情報システムの製造会社等から提案された問題への対応の方策について、特定の製造会社等の技術力に偏向することなく航空自衛隊の立場に立って分析し、評価できること。

表5-提出書類

番号	名称	提出時期	提出先	提出媒体	部数
1	実施計画書	技術支援役務開始の1週間前までに	事業計画第2課長	CD-R又はDVD-R	1
			分支担当	印刷物	1
2	支援状況報告書	次の期間において各期間の末日までに。 第1期：技術支援開始日～令和7年3月31日 第2期：令和7年4月1日～令和8年3月31日まで	事業計画第2課長	CD-R又はDVD-R	1
3	支援成果報告書	納期までに	事業計画第2課長	CD-R又はDVD-R	1
4	技術員届	契約締結後及び変更後、速やかに	分支担当	印刷物	3
<p>注記1 印刷物の規格は、JIS P 0138のA列4番とする。</p> <p>注記2 媒体の規格は、JIS X 6282又はJIS X 6249とし、ファイル形式は、PDF型式を基準とする。</p>					

情報セキュリティ指定書	統制番号	M05I-021AGNDE-NP3-0003		
	調達要求番号	DP2351 5926 0071~0071		
	調達要求年月日	令和5年9月26日		
	作成部課	第3補給処資材計画部資材計画課		
	作成年月	令和5年9月26日		
件名	情報システム統合化等の技術支援会社技術利用			
仕様書番号	3補LPS-X58403-2			
1 指定事項				
<p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱に当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）防装庁（事）第137号令和4年3月31日）添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。</p>				
2 保護すべき情報				
保護すべき情報を次のとおり指定する。				
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	器材名及びIPアドレス	仕様書番号項番4.10 情報の保全による。（本契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報及びその他非公知の情報）	—	—
2	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1で指定した保護すべき情報を除く。）	—	—	—